

北名古屋市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和6年3月27日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治

6北児第 52 号

令和6年3月15日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治 様

北名古屋市長 太 田 考 則

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和6年3月8日付け6北監第11号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

1 【指摘事項】

<児童課>

(1) 契約事務について

ア 一時預かり事業（委託型）について、契約の設計金額の詳細が不明なものがあつた。事務手続きが適正であることを担保するため、契約の執行伺いには設計金額の詳細な積算根拠を添付した上で決裁を受けられたい。

イ 一時預かり事業（幼稚園型）について、要綱で定める期限までに請求書等の提出を受けていないものがあつた。提出物は期限内に提出されるよう周知徹底するとともに、現実的かつ適正な実施手順について検討されたい。

(2) その他

事務全般において、受付印の押印漏れが散見された。

<保育園共通>

(1) 庶務事務について

消耗品の管理について、管理表による管理数量と実際の在庫数が一致していなかった。在庫数を適正に管理するよう徹底されたい。

(2) その他

備品の管理について、デジタルカメラ本体の備品登録の状況が明確でない物があつた。適切に管理するため、備品本体と備品登録の状況が一致するよう措置されたい。

2 【措置状況】

<児童課>

(1)の ア 指摘事項については、執行伺いの際、設計金額の詳細な積算根拠を添付した上で決裁を受けるよう是正しました。

(1)の イ 指摘事項については、請求書等の提出物を期限内に提出されるよう周知徹底に努め、現実的かつ適正な実施手順について検討します。

(2) 指摘事項については、受付印の遺漏がないよう事務処理を適正に行います。

<保育園共通>

(1) 指摘事項については、在庫数を適正に管理するよう徹底します。

(2) 指摘事項については、備品本体と備品登録の状況が一致するよう是正します。

3 【監査委員意見】

<児童課>

(1) 児童手当返納金、児童扶養手当返納金及び市遺児手当返納金について、返納金請求の法的根拠が個別台帳に記載されていなかった。債権回収に際し行使できる

権限の根拠ともなることから、明確に債務者ごとの台帳を整備し、権限の存する範囲における回収の手段を講じ実行されたい。また、債権回収事務にあたっては、債務者宅を訪問し直接面会するなど回収の実効性を高め、折衝の記録を正確に個別台帳へ残し決裁を受けられたい。

- (2) 契約の執行伺いや業務仕様書の記載事項に一部不明確なものがあつた。契約事務の執行にあたっては、業務仕様書等が契約の目的や履行内容に即したものであるか点検し、実態と合ったもので行われたい。

4 【措置状況】

<児童課>

- (1) 返納金については、明確に債務者ごとの台帳を整備し、権限の存する範囲における回収の手段を講じます。また、債権回収事務にあたっては、債務者宅を訪問し直接面会するなど回収の実効性を高め、折衝の記録を正確に個別台帳へ残し決裁を受けるよう是正しました。
- (2) 契約事務については、業務仕様書等が契約の目的や履行内容に即したものであるかを点検し、実態と合った業務に努めます。